

大綱Ⅱ 健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくり

○ 目標

子どもから高齢者まで、だれもが健やかにいきいきと暮らすことができるよう、健康づくりの推進と医療体制の充実を図ります。

また、子育てや高齢者、障がいのある人などの生活を地域ぐるみで支援していく環境づくりを進めます。

そして、老若男女や障がいの有無、国籍などを問わず、だれもが安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した取り組みを進めます。

○ 大綱を構成する政策

政策5

人びとが支え合い誰もが安心して暮らせるまち（地域福祉、子育て支援、障がい福祉）

主管部：福祉部

関連部：健康医療部、教育部

政策6

誰もが健康でいきいきと暮らすまち（保健・医療、高齢者福祉、社会保障）

主管部：健康医療部

関連部：市民生活部、福祉部、教育部



政策5 人びとが支え合い誰もが安心して暮らせるまち (地域福祉、子育て支援、障がい福祉)

主管部 福祉部

関連部 健康医療部、教育部

◆ 目指すべきまちの姿

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしている
- 福祉活動を支える体制ができている
- 子を産み育てやすい環境ができている
- 親子の交流の場ができている
- 子どもがのびのびと育っている
- 障がいのある人が積極的に社会参加し、自立して暮らしている
- 障がいのあるなしにかかわらず地域でともに暮らしている

◆ 政策を実現するための施策

施策10 地域で暮らしを支え合うまちづくりを進めます（地域福祉）

主管課：福祉課

関連課：障がい福祉課、子育て支援課、高齢福祉課、保健センター

施策11 子どもを安心して育てることができる環境づくりを進めます（子育て支援）

主管課：子育て支援課

関連課：福祉課、障がい福祉課、保健センター、学校教育課、生涯学習課

施策12 仕事と子育ての両立を支援します（保育）

主管課：子育て支援課

関連課：福祉課、障がい福祉課、保健センター、学校教育課、生涯学習課

施策13 障がいのあるなしにかかわらず、ともに暮らせる地域づくりと障がい者の自立・社会参加を進めます（障がい者福祉）

主管課：障がい福祉課

関連課：福祉課、子育て支援課、高齢福祉課、保健センター

施策10 地域で暮らしを支え合うまちづくりを進めます（地域福祉）

主管課 福祉課

関連課 障がい福祉課、子育て支援課、高齢福祉課、保健センター

▶ 施策の現状

本格的な少子高齢化の進展や核家族化などによる家庭機能の変化に加え、身近な市民同士のコミュニケーション不足などを背景に、市民の福祉ニーズが増大、多様化しています。そのため、既存の福祉制度や公的サービスのみでは十分に対応できない場合も多くなっており、地域全体で互いに支え合う、地域福祉*の必要性が高まっています。

本市では、地域福祉に関する情報提供の充実を図り、市民一人ひとりの福祉意識を高めるとともに、地域で中心となって活動を展開する人材の育成を進めています。

また、地域には町会・自治会などさまざまな活動を行う住民組織や団体があり、民生委員・児童委員協議会や社会福祉協議会をはじめとする地域福祉団体、民間企業等を含め、これらの活動主体との連携を図ることで、地域一体となった地域福祉のネットワークづくりなどに取り組んでいます。

▶ 施策の課題

- 市民一人ひとりの福祉ニーズにきめ細やかに対応し、子どもから高齢者、障がいのある人などすべての人びとが安心して暮らすことができるよう、身近な地域での支え合いの仕組みづくりが必要です。
- 地域福祉への理解をさらに深め、主体的な活動を促すため、さまざまな機会を活用した情報提供や周知・啓発活動の充実が必要です。
- 地域での活動に参加しやすい環境づくりを行うなど、新たな地域福祉の担い手を育成・確保する必要があります。
- 地域での活動をより効率的・効果的なものとするため、さまざまな活動主体との連携をさらに強化し、地域福祉ネットワークの充実を図ることが重要です。

▶ 施策の目標

地域住民及び関係団体などと連携し、地域福祉ネットワークの充実を図るとともに、地域福祉を担う人材を育成します。

▶ 施策の展開

- 広報活動や啓発活動を通じ、地域福祉*に対する市民の意識を高めるとともに、住民同士の支え合い活動を活発化し、参加促進を図ります。
- 民生委員・児童委員協議会及び社会福祉協議会等と連携し、地域活動の推進役となるリーダーやボランティアなどの人材の育成を行います。
- 町会・自治会などの住民組織、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会及び地域包括支援センターなどとの連携を強化し、地域ごとのネットワークを構築します。
- 多様化する福祉ニーズにきめ細やかに対応できるよう、各福祉サービスに関するより一層の情報提供を行い、市民による適切な利用を支援します。

▶ 主な事務事業

事務事業名	事業の概要
地域福祉推進事業	地域での福祉活動の促進、意識啓発、情報提供、人材育成及びネットワークの構築などを行うため、地域福祉の基本理念を定めた地域福祉計画に基づき、各種事業を推進します。

▶ 主な目標

指標名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	目標設定の考え方
地域福祉（支え合い）に対する市民理解度	17.9%	35.8%	地域福祉の周知・啓発

市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- 地域福祉に関心を持ちましょう。
- 地域の福祉活動に積極的に参加しましょう。



施策11 子どもを安心して育てることができる環境づくりを進めます（子育て支援）

主管課 子育て支援課

関連課 福祉課、障がい福祉課、保健センター、学校教育課、生涯学習課

▶ 施策の現状

核家族化の進行やひとり親家庭の増加等を背景に、家庭における子育てへの不安や負担感が増大する中、本市では子育てに関する総合窓口機能の充実や多様な情報提供に取り組むとともに、乳幼児を対象としたファミリー・サポート・センター*事業、子育てサークルの支援などを行いながら、交流や情報共有などを通じた子育て不安解消の場として、6か所の地域子育て支援拠点*を設置し、活用を図っています。

しかし、児童虐待や育児放棄など、要保護児童に関する相談への対応が求められるケースも依然として多く、地域の協力を得ながら、児童虐待の未然防止や早期発見に向けた対策に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会*を組織し関係機関との連携強化などを進めています。また、発育発達支援の必要な児童の増加も見られることから、家庭児童相談室等を中心に早期発見と適正な養育環境の確保のためのネットワークの充実を図っています。

また、市内青少年育成団体と連携し、地域全体で青少年を見守り、自ら健やかに育つ地域環境づくりを進めています。

▶ 施策の課題

- 子育て中の親が、楽しく、喜びや充実感を感じながら子育てができるよう、子育てに関する悩みなどを気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、地域全体で子育て家庭を支える支援体制の充実が必要です。
- 児童虐待防止のためには、意識向上のための啓発活動の継続とそれにとともなう発見通報制度の普及が不可欠であり、要保護児童対策地域協議会の充実や訪問支援事業の強化、関係機関との連携など、未然防止や早期発見、迅速な対応に至る多方面からのトータルなサポート体制が必要です。
- 発達障がいの疑いのある子どもに対し、乳幼児期から適切な対応・支援が行えるよう、発達支援マネージャー*の養成や各種相談員に対する研修の実施など職員の資質向上が必要です。
- 発育発達支援の必要な児童に、継続的な支援を提供するため、関係機関とのさらなる連携強化に努めるとともに、発達支援センターなどの拠点整備が求められます。
- 地域全体で青少年を見守る環境づくりと青少年健全育成活動の促進及び担い手の育成が求められます。

▶ 施策の目標

地域子育て支援拠点や家庭児童相談室を中心とした相談支援体制や子育て支援ネットワーク体制の充実を図るとともに、児童虐待の未然防止及び要保護児童や発育発達支援の必要な児童への継続的かつ的確な支援を行います。

▶ 施策の展開

- 地域子育て支援拠点のサロン型*施設をセンター型*に移行して機能強化を図ります。
- 子育てに関する情報交換が気軽にできる環境づくりに取り組みます。
- 要保護児童対策地域協議会*を中心に関係機関の連携を強化し、啓発活動にともなう発見率の向上を図るとともに、地域団体による見守り活動などを充実し、要保護児童の早期発見と児童虐待の早期発見・根絶に取り組みます。
- 家庭児童相談室や保健センターなどとの連携を強化し、発育発達に対する不安を払拭できる支援体制の充実を図ります。
- 青少年健全育成活動団体と連携し、青少年を犯罪や非行等から守り、安全・安心な地域環境づくりを推進します。

▶ 主な事務事業

事務事業名	事業の概要
子育て支援センター運営事業	地域子育て支援拠点として、交流の場の確保と子育てに関する相談支援や情報提供、子育てサークルの育成等を行います。
児童福祉支援事務	児童虐待防止の各種施策、要保護児童対策地域協議会の運営など、虐待防止と児童の保護などを行います。
家庭児童相談室運営事業	子どもの発育、発達、養育などの相談に応じ、関係機関と連携して助言、指導を行います。
発育発達支援事業 ※後期基本計画期間中に予算事業化を予定	発育発達支援の必要な児童の早期発見と適正な養育環境の確保を図るなど、発育発達に対する保護者の不安を軽減できるよう支援を行います。

▶ 主な目標

指標名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	目標設定の考え方
子育て支援センター利用者数	7,453人	10,000人	子育て交流促進
児童虐待通報件数(※)	69件	100件	児童虐待の早期発見
家庭児童相談室利用件数	608件	700件	子育ての不安解消
地域青少年指導員*設置地区	49地区	54地区	青少年指導の充実

(※) 本来、児童虐待通報件数はゼロとすべきですが、その前段階として、啓発活動により市民意識の向上や児童虐待見守りネットワークを強化することにより、発見率が向上し、通報件数が増加傾向になると予想しています。

市民の取り組み(市民にできること、役割、お願い、期待すること)

- 地域での子どもの見守りに協力しましょう。
- 子育て支援活動に参加しましょう。
- 児童虐待防止のため、積極的に通報しましょう。
- 地域の青少年健全育成活動に参加しましょう。



施策12 仕事と子育ての両立を支援します（保育）

主管課 子育て支援課

関連課 福祉課、障がい福祉課、保健センター、学校教育課、生涯学習課

▶ 施策の現状

働く女性の増加や就労形態の多様化にともない、保育所等における保育需要が増大するとともに、保育サービスに対する保護者のニーズも多様化しています。

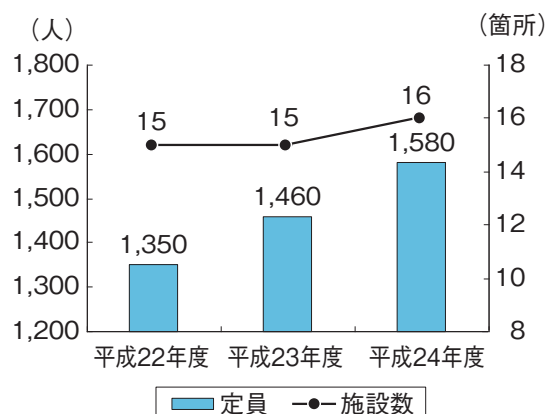
本市においても、希望する保育所等に入所できない待機児童が依然として多く、施設の効率的な運営や保育定員の拡大を図るなどの対策を進めているものの、依然としてその解消には至っていない状況です。また、小学校に入学して以降の、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童については、放課後児童クラブにおいて、生活や遊びの場を提供しており、利用者も増加傾向にあります。

総合センター「フクトピア」内にある児童センターは、すべての子どもが自主的に参加し、自由にのびのびと遊べ、安全に過ごすことができる放課後や週末の居場所として、活用・充実が図られています。

▶ 施策の課題

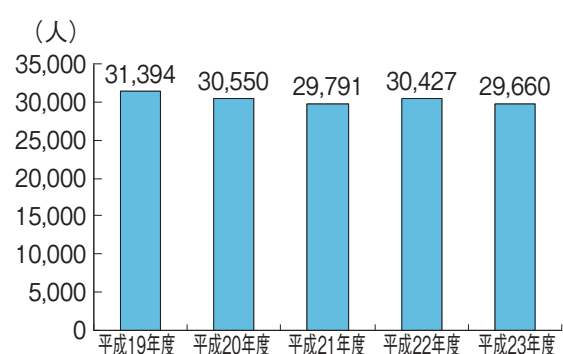
- 拡大・多様化する保育ニーズに対して柔軟な対応や施設運営が求められます。
- 放課後児童クラブについては、登録児童の増加や施設の老朽化などから、適正な規模の施設を建設する必要があります。
- 児童センターのさらなる機能強化を目指し、運営については2館目のセンターも含め、民間活力の導入を図ることが求められます。

認可保育所の定員数



資料：子育て支援課

児童センター利用者数の推移



資料：児童センター

▶ 施策の目標

保育体制を充実するとともに、保育ニーズへ柔軟に対応します。また、放課後児童クラブや児童センターにおいて、安全で快適な放課後を過ごせる環境づくりを進め、児童の健全育成を図ります。

▶ 施策の展開

- 待機児童解消に向けた対策を強化します。
- 障がい児保育の強化、保育ママ制度*、病児・病後児保育制度*の検討を進め、保育二ーズへの柔軟な対応を図ります。
- 保育体制のさらなる充実に向け、弾力的な対応が可能な民間活力を有効に活用します。
- 児童が安全で快適な放課後を過ごせるよう、放課後児童クラブの充実を図ります。
- 子どもの安全で快適な活動の場づくりを進めるため、2館目の児童センターを新設するとともに、両児童センターの運営について民間活力を導入します。

▶ 主な事務事業

事務事業名	事業の概要
市立保育所管理運営事業	保護者が仕事や病気などの理由で、家庭内で保育できない児童を、保護者に代わって保育するための施設を運営します。
民間保育園運営事業	
放課後児童クラブ管理運営事業	保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に放課後の生活や遊びの場を提供します。
児童センター運営事業	すべての子どもに安全な居場所、遊び場を提供するとともに、体力増進、交流事業等を行います。

▶ 主な目標

指標名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	目標設定の考え方
認可保育所の定員数	1,460人	1,600人	待機児童の解消
放課後児童クラブ満足度 (利用者アンケート)	70%	80%	放課後児童クラブの満足度の向上
児童センター利用者数	29,660人	50,000人	利用者サービスの向上

市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- 児童センターを積極的に利用・活用しましょう。



施策13 障がいのあるなしにかかわらず、ともに暮らせる地域づくりと障がい者の自立・社会参加を進めます（障がい者福祉）

主管課 障がい福祉課

関連課 福祉課、子育て支援課、高齢福祉課、保健センター

▶ 施策の現状

本市の障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者の伸びが顕著となっています。手帳所持者数の増加に加え、核家族化の進行や加齢にともなう障がいの重度化などから、障がいのある人やその家族からの福祉サービスに対するニーズはますます拡大しています。また、障がい福祉を取り巻く制度は近年めまぐるしく変化しており、それに対応したサービスを提供する環境づくりに努めています。

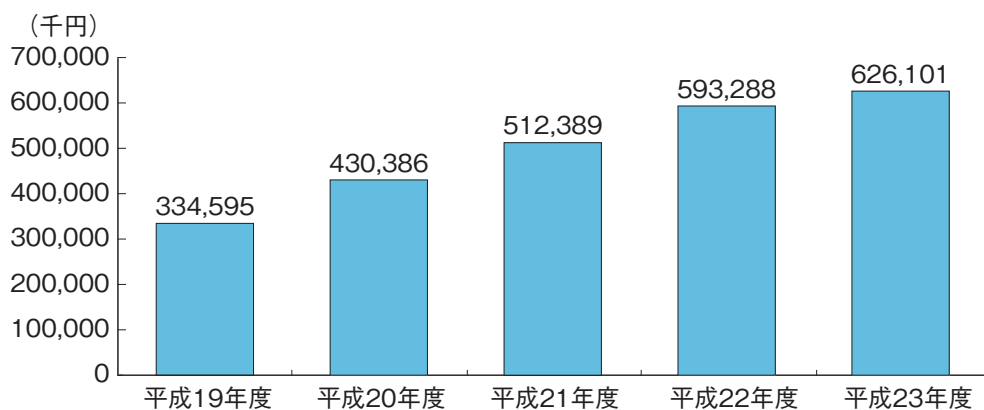
障がいのある人の相談や就労については、障害者相談支援センターや障害者就労支援センターを中心に支援の充実に努めており、毎年利用者も増え、就労等の実績も上がるなどの成果が見られています。

また、ノーマライゼーション*の理念の普及と啓発に努めてまいりましたが、市民アンケート結果では市民の関心が不足している状況もうかがえます。

▶ 施策の課題

- 必要なサービスを自らの意思で選択し、利用できるよう、障がい福祉サービスの利用にかかる相談支援や権利擁護の充実が必要です。
- 障がいのある人の増加を踏まえ、さらに日中活動の場などの充実を図る必要があります。
- 障がいのある人の経済的・社会的自立を支援するため、企業側の理解をさらに深め、雇用の場の確保に努めるとともに、障がいのある人への就労支援の充実を図る必要があります。
- 障がいのある人が、地域の中で自分らしく生活し、社会参加が果たせるよう、ノーマライゼーションの理念の普及啓発をさらに進める必要があります。

障がい福祉サービス（介護給付・訓練等給付）の推移



資料：障がい福祉課

▶ 施策の目標

相談支援や、障がい福祉サービス利用にともなう支援、権利擁護の充実を図るとともに、日中活動の場の整備など、障がい福祉サービスの充実を図ります。また、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、障がいのある人とその家族の地域生活を支えます。

▶ 施策の展開

- 障がいのある人やその家族などからの相談に迅速かつ的確に対応できる体制づくりに加え、障がい福祉サービス利用に係る支援、成年後見制度*や障がいのある人の虐待防止等の権利擁護についても取り組みます。また、障がい児などに対する相談窓口を充実します。
- 障がいのある人の就労に向けた支援とともに、就労後の定着を支援します。
- 障がい福祉サービスの充実を図るとともに、障がいのある人の日中活動の場として、通所施設等の施設整備に取り組みます。
- 障がいのあるなしにかかわらず、誰もが交流できる場づくりを行うとともに、障がいのある人が困っているときに、気軽に声をかける「声かけ運動」を進めるなど、障がいや障がいのある人に対する理解促進を図ります。

▶ 主な事務事業

事務事業名	事業の概要
障害者相談支援センター運営事業	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、福祉サービスの利用支援を行います。
障害者就労支援センター運営事業	就労への意欲が高い障がいのある人へ就労に関する相談、助言を行うとともに、事業所等と連携し、就労に向けた支援を行います。
障がい者福祉サービス事務	障害者総合支援法や児童福祉法に基づくサービスを提供します。
障害者週間記念（ふれあい広場）事業	障がいや障がいのある人への関心と理解を深めるとともに、障がいのある人の社会参加促進のためにふさわしい事業を実施します。

▶ 主な目標

指標名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	目標設定の考え方
障がいのある人の相談延べ人数	691人	830人	障害者相談支援センターでの相談支援の充実
障がいのある人の一般就労者数	48人	120人	障害者就労支援センターでの就労支援の充実

市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- 障がいのある人が困っているとき、一声かけましょう。
- 障がい者への理解を深めるため、障がい者が主催するイベント等へ積極的に参加しましょう。
- 障がいのある人の雇用を進めましょう。



政策6 誰もが健康でいきいきと暮らすまち（保健・医療、高齢者福祉、社会保障）

主管部 健康医療部

関連部 市民生活部、福祉部、教育部

◆ 目指すべきまちの姿

- 市民自らが健康管理を行い、健康な暮らしを送っている
- 市民が安心して医療が受けられる体制が整っている
- 高齢者が生きがいに満ちた生活を送っている
- 社会保障制度が安定して運営されている

◆ 政策を実現するための施策

施策14 生涯を通じた健康づくりと地域医療体制の充実を図ります（健康づくり・医療体制）

主管課：保健センター

関連課：環境課、市民相談・人権推進室、福祉課、障がい福祉課、子育て支援課、
高齢福祉課、健康保険課、学校教育課

施策15 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせる環境づくりを進めます（高齢者福祉）

主管課：高齢福祉課

関連課：福祉課、障がい福祉課、保健センター、生涯学習課

施策16 安心して暮らせる社会保障制度を運営します（社会保障）

主管課：健康保険課

関連課：市民課、福祉課、高齢福祉課、医療福祉課

施策14 生涯を通じた健康づくりと地域医療体制の充実を図ります（健康づくり・医療体制）

主管課 保健センター

関連課 環境課、市民相談・人権推進室、福祉課、障がい福祉課、子育て支援課、高齢福祉課、健康保険課、学校教育課

▶ 施策の現状

本市では、健康寿命の延伸を図るべく、生活習慣病の発症・重症化予防に重点を置いた対策や介護予防、新興感染症などの新たな健康課題への対応等を推進していくため、「ふじみ野市健康づくり計画」を策定し、市民の心身の健康増進に向けた環境づくりを総合的に進めています。しかし、高齢化の進行とともに、食生活や運動不足など生活環境やライフスタイルの変化などによって、疾病全体に占める心臓病・脳卒中・糖尿病などの生活習慣病の割合は増加しており、これにともない医療費の増大や要介護状態になる人の増加などが生じています。

母子保健対策については、少子高齢化、核家族化、児童虐待の増加、子どもや保護者の心の問題の顕在化など、母と子を取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、特に乳幼児健診を母子へのアプローチの機会として重視し、健康や発達の問題だけでなく、虐待予防や育児不安などの軽減の場として実施しているほか、質の高い乳幼児訪問活動を進めています。

医療体制については、病院や一般診療所、歯科診療所等の連携により、身近な地域の医療を支えています。また、救急医療に対応するため、東入間医師会の当番制による休日初期救急や、16歳未満を対象とした平日夜間の小児初期救急体制を整備しています。

▶ 施策の課題

- 市民の健康の保持増進には、市民一人ひとりの「自分の健康は自分で守る」という健康意識の向上及び主体的な活動と、これを支援する学校、家庭、地域、職場、行政及び関係機関・団体などによる長期的な視点に基づいた取り組みの充実が必要です。
- 医療機関などと連携を図り、医療体制のさらなる充実を図ることが必要です。

市内医療機関数（平成25年1月末現在）

病 院		一般診療所		歯科診療所
施設数	病床数	施設数	病床数	施設数
3	531	71	28	50

資料：朝霞保健所

▶ 施策の目標

市民が地域で健康に暮らすために、市民の健康に対する意識を啓発し、自ら健康管理を行う環境づくりを進めるとともに、新生児期から高齢期に至るまでの各ライフステージに応じたきめ細かい保健対策や地域医療体制の充実を図ります。

▶ 施策の展開

- 地域における健康づくりを推進するために、住民組織の活性化に取り組みます。
- 生活習慣病予防やがん対策を推進します。
- 関係機関との連携のもと、歯科口腔保健対策・食育・自殺対策など、ライフステージに応じた取り組みを推進します。
- 関連課との連携のもと、母子保健活動における乳幼児の発達支援・児童虐待防止を推進します。
- 医療機関などと連携し、地域医療・救急医療体制の充実を図ります。

▶ 主な事務事業

事務事業名	事業の概要
各種がん検診事業	がん予防の啓発及びがん検診・精密検査受診率の向上を図ります。
母性・乳幼児訪問指導事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業（全世帯訪問）、未熟児訪問指導事業を実施します。
歯科口腔保健推進事業	ライフステージに応じた歯科口腔保健対策を推進します。
予防接種事業	感染症を予防するための各種予防接種を実施します。
救急医療支援事業	市民の救急時の医療を確保するため、東入間医師会と連携し、休日及び夜間救急診療体制の整備・充実に努めます。

▶ 主な目標

指標名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	目標設定の考え方
がん検診受診率(子宮頸がん)	16.5%	18.0%	がんの早期発見
むし歯のない子どもの割合 (3歳児)	83.1%	85.0%	歯科疾病の予防
予防接種接種率(麻疹・風疹)	88.4%	95.0%	はしか撲滅・風疹のまん延防止

市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- 自分の健康や生活習慣について関心を持ち、健康管理を積極的に行いましょう。
- 各種がん検診を積極的に受診しましょう。



施策15 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせる環境づくりを進めます（高齢者福祉）

主管課 高齢福祉課

関連課 福祉課、障がい福祉課、保健センター、生涯学習課

▶ 施策の現状

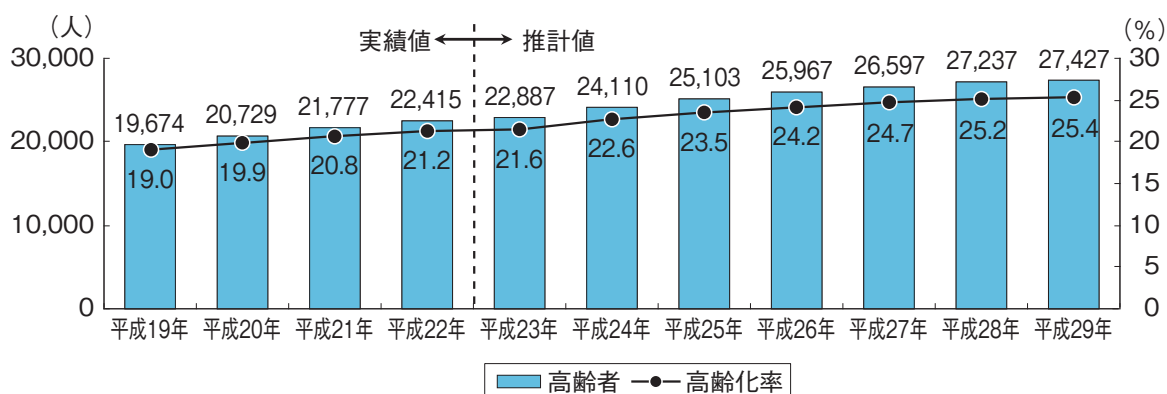
本市の高齢者人口（65歳以上）は年々増加傾向にあり、平成24年10月末の高齢化率は22.59%となっています。この傾向は今後も続き、近い将来4人に1人が高齢者となる見込みです。また、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみで構成される世帯も増加していることから、高齢者の在宅生活を支えるための支援ニーズがますます拡大することが予測されます。そのため、高齢者やその家族を地域全体で支えるべく、医療、介護サービス、介護予防、住まいの整備支援、生活支援サービスなどが連携して支援していく地域包括ケアシステム*の実現に向けた取り組みを進めています。

また、地域にはシルバー人材センターやいきいきクラブ（老人クラブ）などがあり、健康や生きがいづくり、これまでの豊かな知恵や経験を活かす場などとして、高齢者が積極的に社会参加できる機会の確保・提供を行っています。

▶ 施策の課題

- 介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムの確立が求められています。
- 高齢者が、健康で豊かな生活を送るためには、さまざまな場面における社会参加の促進が重要であり、多様化する生活スタイルや価値観、趣味やレクリエーションなど、高齢者のニーズを把握し、これらに対応する必要があります。

高齢者の推移と推計



※第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定時点における推計値等

資料：高齢福祉課

▶ 施策の目標

介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活できる地域社会を目指すとともに、高齢者一人ひとりが自らいきいきと活動し、健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるまちづくりを進めます。

▶ 施策の展開

- 高齢者が心身ともに健康で自立した生活が送れるよう、介護予防の充実と地域包括ケアシステム*の構築を図ります。
- 介護を必要とする人の在宅生活を支援するため、介護保険サービスと合わせて適切な在宅福祉サービスを実施します。
- 高齢者が自らいきいきと活動できるよう、就労やボランティアなどの社会参加、教養の向上、仲間づくりなどを推進する団体の育成支援を図ります。
- 高齢者の社会参加へのニーズを把握し、その活動拠点の適正な維持管理を行います。

▶ 主な事務事業

事務事業名	事業の概要
包括的支援事業	高齢者やその家族の心身の健康保持や生活安定のために必要な援助を行い、保健医療や福祉の増進を図ります。
緊急通報等支援事業	65歳以上のひとり暮らしで心臓疾患、脳疾患などの疾病がある高齢者などに対し、緊急事態の際の通報手段を確保し、不安解消や安全確保を図ります。
在宅高齢者福祉事業	ひとり暮らしの介護保険認定者や既往症などにより、日常生活を営む上で注意を要する人などを対象に配食サービス、紙おむつの給付などの居宅生活支援を行います。
シルバー人材センター支援事業	高齢者の就労機会の拡大や健康で生きがいのある生活の実現を目指すシルバー人材センターに対し、財政的支援や指導・助言を行います。
生きがい対策事業	高齢者の生きがいや健康増進などを図るため、それらを推進する団体を支援するとともに、団体と連携して高齢者福祉の活性化を図ります。
大井総合福祉センター管理事業	高齢者のレクリエーションや学びなどの場として『おい老人福祉センター』を運営するとともに、市民相互の交流を図り福祉の向上に努めます。

▶ 主な目標

指標名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	目標設定の考え方
配食サービス利用者数	269人	360人	食生活改善支援の充実
シルバー人材センター会員数	1,179人	1,400人	高齢者の就労機会の充実
おい老人福祉センター延べ利用者数	54,558人(※)	56,100人	老人福祉の向上
地域で活動する高齢者ボランティア登録者数	198人	251人	高齢者によるボランティア活動の推進

(※) 震災後の計画停電等の影響により平成22年度実績値を使用。

市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- 介護予防に積極的に取り組みましょう。
- 地域の高齢者と交流を図りましょう。



介護予防体操教室

施策16 安心して暮らせる社会保障制度を運営します（社会保障）

主管課 健康保険課

関連課 市民課、福祉課、高齢福祉課、医療福祉課

▶ 施策の現状

国民健康保険や国民年金をはじめとする社会保障制度は、市民の健康や将来の安心を確保する重要な役割を担っています。

急速な高齢化や経済情勢の低迷、医療の高度化などの影響により、国民健康保険を取り巻く状況は厳しくなっており、本市においても、健全な運営や財政安定化に向けた取り組みに努めています。その中で、特定健康診査・特定保健指導については、被保険者の疾病予防、健康増進を目的として行い、年々受診率や保健指導率も向上しており、被保険者の生活習慣病による疾病予防及び医療費の適正化への効果が期待されています。なお、75歳以上の人及び65歳以上75歳未満で一定の障がいがあると認定を受けた人については、県内市町村で構成する広域連合を運営主体に、後期高齢者医療制度が実施されており、市では随時情報発信を行うとともに、制度改革等の動向を注視しています。

子どもが受けられる福祉医療サービスとしては、こども医療費支給制度などがあり、通院・入院費の一部負担金を助成し、窓口払いのない現物給付を実施しています。また、40歳以上の市民が必要な時に介護サービスを受けられる介護保険制度は、高齢化の進行にともない、要支援・要介護高齢者が増加、介護給付費も上昇しており、計画的な制度運営の必要性が高まっています。

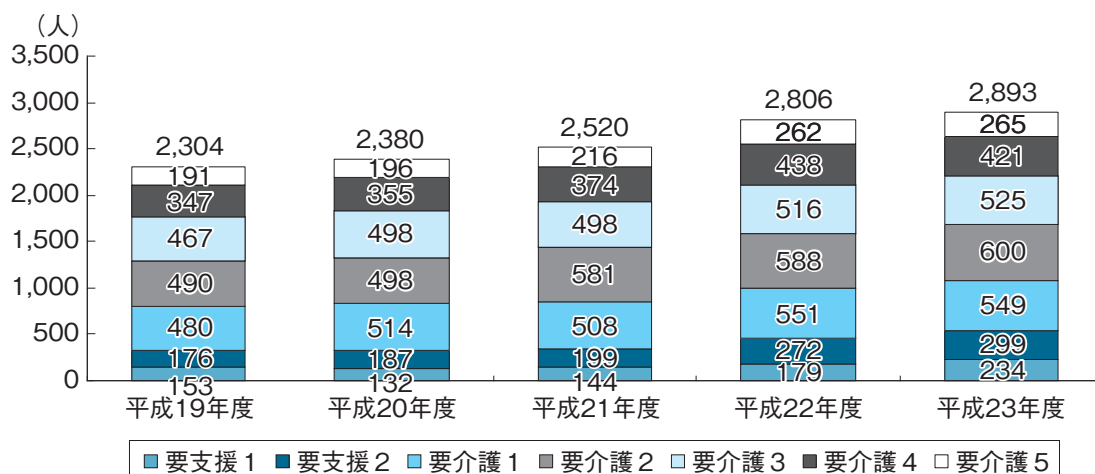
国民年金制度については、世代間での負担の不公平感が指摘されるなど、制度に対する不信感が高まっています。制度改革が行われる場合には、日本年金機構から受給者へ通知が出されており、市でも広報にて周知しています。

さらに、長引く経済不況や雇用環境の悪化などの社会情勢を背景に、低所得者や生活困窮者は増加傾向にあります。そのため、市の福祉資金貸付や国の生活保護制度などの各種施策・制度を適切に運営するとともに、自立に向けた相談支援や情報提供を実施しています。

▶ 施策の課題

●市民の暮らしを支援するため、各種社会保障制度を円滑かつ安定的に運営する必要があります。

要介護等認定者数



資料：高齢福祉課

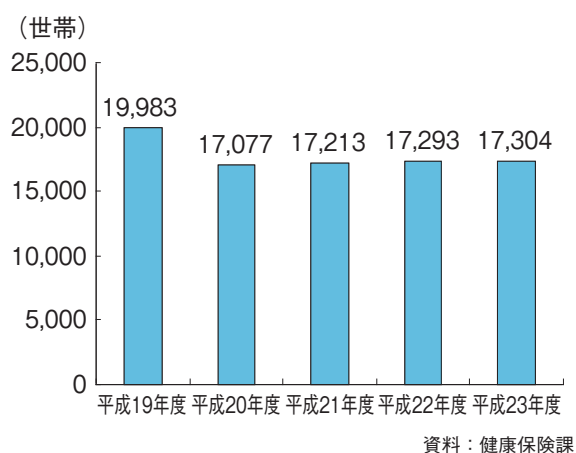
▶ 施策の目標

各種社会保障制度の周知・啓発をさらに推進するとともに、適正な運営と充実に努めます。

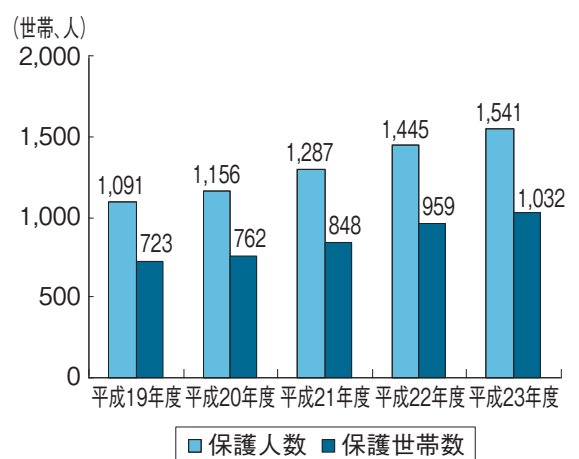
▶ 施策の展開

- 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営に努めます。
- 福祉医療サービスの充実に努めます。
- 保健・福祉関係の事業とも連携しながら健康増進を図り、介護予防を推進するとともに、要介護高齢者に対しては、速やかな介護認定と介護給付に努めます。
- 国民年金制度の趣旨やその意義、制度の仕組みなどに関する情報を提供し、加入を促進します。
- 低所得者や生活困窮者の状況に応じた適切な支援に努めます。

国民健康保険加入世帯



生活保護受給者数の推移



▶ 主な事務事業

事務事業名	事業の概要
一般（退職）被保険者療養給付事務	被保険者に対し、適正に医療給付費等を給付します。
こども医療費支給事業	通院・入院に係る医療費のうち、窓口払いのない現物給付により、保険診療の一部負担金を助成します。
介護給付事務	要介護高齢者に適正な介護給付を行います。
国民年金事務	国民年金への加入、保険料免除申請の受付、各種年金裁定請求書の受理や制度改正にともなう広報による周知を行います。
生活保護支給事務	低所得者や生活困窮者に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限の生活を保障し、自立に向けた支援を提供します。

▶ 主な目標

指標名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	目標設定の考え方
生活保護受給者の就労率	21%	30%	生活保護受給者の自立に向けた支援の充実

市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- 保険料（税）を納期内に納めましょう。
- 疾病の早期発見・治療に努めましょう。

